

令和5年2月2日

お客さま 各位

豊橋信用金庫

インボイスセミナーを開催しました

豊橋信用金庫(理事長：山口進)は、令和5年1月24日(火)、豊橋商工会議所(会頭：神野吾郎)と共催により、インボイス制度に関するセミナーをオンラインと会場のハイブリット方式で開催しました。セミナーでは、制度の概要から具体的な課題への対応について、参加者の視点に合わせて講師の方から丁寧に解説されました。また、セミナー後に開催した個別相談会では、4名の専門家が相談分野ごとに分かれ、参加者の具体的な相談に応えました。

■セミナー概要

日時	令和5年1月24日(火) 14:00~17:00
テーマ	納得！インボイス制度の概要と実務まで
内容	【解説】14:00~16:00 ・「インボイス制度の概要」 講師：豊橋税務署 法人課税部門 審理専門官 竹田昌功氏 ・「具体的な課題への対応について」 講師：愛知県よろず支援拠点豊橋サテライト コーディネーター 税理士 竹内誠氏 【個別相談会】16:00~17:00 相談対応分野：「制度内容」「取引先への対応」「IT環境の確認と整備」
方式	対面(リアル)とオンライン(ZOOM ウェビナー)のハイブリット方式
会場	豊橋商工会議所 9階大ホール(豊橋市花田町字石塚42-1)
参加費	無料
参加者	100名(対面：30名、オンライン：70名)

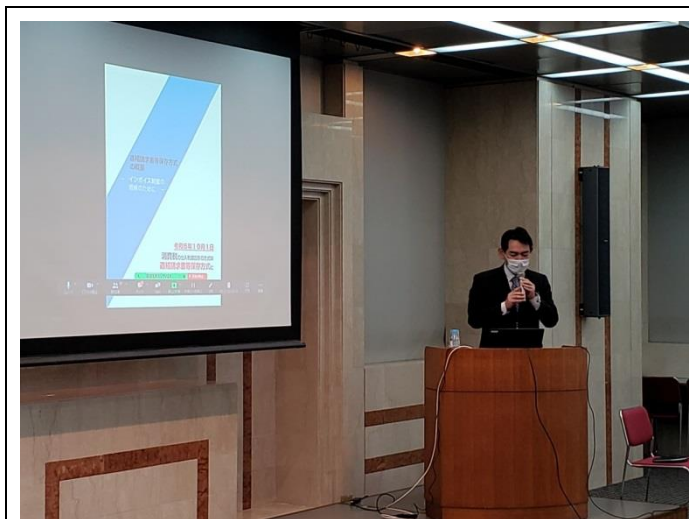
■セミナーの要点

- ・インボイス制度への事務的な対応は「適格請求書発行事業者の登録」、「請求書・領収書等への必要事項の記載」、「請求書・領収書等の保存」が基本となる。しかし、顧客への対応は、免税事業者と課税事業者など自身の立場によって課題が大きく異なる。
- ・同制度の理解には、前提となる「仕入税額控除」や「免税事業者」の要件を理解することが重要である。
- ・免税事業者の方は、簡易課税制度の適用も含めて適格請求書発行事業者の登録を判断する必要がある。
- ・課税事業者の方は、免税事業者との取引に際して、優先的地位の濫用や下請け事業者の利益を害さない様に配慮が必要である。

■参加者の声

- ・事業者の視点にたった事例と分かりやすい言葉で制度の理解が進んだ。
- ・「何をすればいいのかわからない」状態で参加したが自社の課題が明確になった。

■セミナー風景(会場)



豊橋税務署 竹田氏



愛知県よろず支援拠点豊橋サテライト 竹内氏

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
豊橋信用金庫 事業支援部
電話番号：0532-57-7033

